新型コロナウイルス感染症の影響による

令和４年度分国民健康保険料の減免について

**広　島　市**

**新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。**

**申請は郵送でお願いします。なお、この減免制度は新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行するため令和４年度分までの保険料で終了します。**

**国保への加入状況や収入額等が変更になった場合、減免の取消しや減免額の変更を行うことがあります。**

**対象者**

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

**⇒　令和4年度分の保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者の収入が減少し、主たる生計維持者が次の3つの条件すべてに該当**される世帯の方

**⇒　令和4年度分の保険料（令和6年1月4日までに納期があるものに限ります）の一部を減額**

　⑴　主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入について、それぞれの令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の３以上減少したこと

⑵　主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること

⑶　主たる生計維持者の減少した収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

ただし、減少した主たる生計維持者の収入が給与収入のみの場合、会社都合で解雇等になった時に65歳未満であり、かつ、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の「離職理由」のコードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する方は、他の軽減制度を優先して適用するため、この減免の対象になりません。軽減制度の手続きをされていない場合はご相談ください。

**申請手続き**

【申請に必要なもの】

　減免申請書及び以下の書類

①主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

・　医師による死亡診断書や診断書等（写しも可）

②主たる生計維持者の収入が減少した場合

　・　令和３年分及び令和４年分確定申告書（第一表）の写し（確定申告をされている場合のみ）

※確定申告をする必要があるにもかかわらず未申告の場合は、税務署等への申告が必要です。

・　保険金・損害賠償等により補てんされる金額がわかる書類の写し（該当する方のみ）

◎令和3年中及び令和４年中に持続化給付金や雇用調整助成金など新型コロナウイルス感染症の影響に関連して国や県から支給される課税対象の助成金等を受給した場合

　上記②に加え、助成金等の種類と金額がわかる書類の写し

◎主たる生計維持者が失業した場合

上記②に加え、失業したことがわかる書類（雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、なければ離職票、退職証明書、解雇通知書など）の写し

◎主たる生計維持者が事業等を廃止した場合

上記②に加え、廃業等届出書等廃業したことがわかる書類の写し　　　　　　　裏面あり

【申請書の入手方法】

・広島市のホームページ（検索ワード：「国民健康保険コロナウイルス感染症の影響による保険料減免」）からダウンロードしていただけます。

・保険料の納入通知書を送付した区の区役所保険年金課へご連絡いただければ郵送いたします。連絡先は下記「お問合せ先」のとおりです。

【申請方法】

　　上記の申請書等を保険料の納入通知書を送付した区の区役所保険年金課へ**郵送してください。**

**申請期限は、令和5年１２月２８日（必着）です。（申請内容に不備が無いものに限ります。）**

※　申請いただいたものから順次審査を行いますので、決定通知書が届くまでしばらくお待ちください。なお、審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあります。

【保険料が口座振替になっている場合】

　減免が決定するまで口座振替を中止したい方は、保険料の納入通知書を送付した区の区役所保険年金課へご連絡ください。ご連絡時期によっては中止できないことがありますが、その場合は減免が決定した後に差額を還付します。

**保険料の一部減額の場合の計算方法（対象者②に該当される場合）**

保険料の減免額は、減免対象保険料額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です。

**主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じた減免割合（D）**

300万円以下の場合　：全部(10分の10)

400万円以下の場合　：10分の8

550万円以下の場合　：10分の6

750万円以下の場合　：10分の4

1,000万円以下の場合 ：10分の2

　※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料額の全部(10分の10)を免除します。

**減免対象保険料額（A×B／C）**

A：世帯の被保険者全員について算定した保険

料額

B：主たる生計維持者の減少した収入にかかる令和3年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員

の令和3年の所得の合計額

**※BまたはCの額がゼロの場合は、この減免の**

**対象外となります。**

**お問合せ先**

　　詳しくは下記の区役所保険年金課へお問い合わせください。市外局番（082）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区役所 | 電話番号 | 区役所 | 電話番号 | 区役所 | 電話番号 | 区役所 | 電話番号 |
| 中区 | 504-2555 | 南区 | 250-8941 | 安佐南区 | 831-4929 | 安芸区 | 821-4910 |
| 東区 | 568-7711 | 西区 | 532-0933 | 安佐北区 | 819-3909 | 佐伯区 | 943-9712 |

**広島市が従来から行っている減免制度のご案内**

失業などの特別な事情があり、保険料の納付が困難になった場合、減免が受けられる場合があります。

減免を受けようとするときは、**納付期限の前日から起算して７日前まで**に保険料の納入通知書を送付した区役所保険年金課に申請してください。

申請に必要なもの

保険証、保険料の納入通知書、最近３か月の収入を証明できるもの、預貯金を確認できるものなど、保険料の納付が困難になった特別な事情により異なります。詳しくは、保険料納入通知書を送付した区役所保険年金課にお問い合わせください。